

お知らせ

引越しのときは届出を忘れずに

3月から4月にかけては、例年引越しの多い時期です。引越しをするときは、水道使用についての届け出もお願いします。届け出の際は、次のことをお知らせください。



新しく引っ越してきたので水道を使えるようにしてください。

水を使い始めるとき...開始届
水道を使用する場所 使用者の氏名 水道を使い始める(使い始めた)日 料金の請求先 電話番号 市内転居のときは、転居前の住所とお客番号



転勤することになったので、水を止めてほしいのですが。

使用をやめるとき...中止届
お客番号 水道を中止する場所 使用者の氏名 水道を止める日 転居先の住所(精算料金の請求先) 精算方法 電話番号

手続きは、水道局料金課や各支所窓口のほか、電話・FAX・メール・インターネットのぐんま電子申請受付サービスでも行うことができます。

問い合わせ先 水道局料金課
電話321-1283
FAX326-6501
e-mail : s-ryoukin@city.takasaki.gunma.jp

年に1度は漏水チェックを

水道の使い方は変わっていないはずなのに水道料金の請求額が高い - このような場合、宅地内のどこかで水漏れしている可能性があります。

漏水の確認方法

すべての蛇口をしっかり閉めた後、メーターボックスを開け水道メーターの中のパイロットを見てください。このときパイロットがクルクルと回っていれば漏水しています。

漏水したら...

漏水の修理は「高崎市の指定給水装置工事店」にご依頼ください。修理代は個人負担になります(賃貸住宅は、所有者や管理会社にお問い合わせください)。地下に埋設された部分など発見が困難な箇所からの漏水と認められた場合は、水道料金の一部が減額されます。減額の手続きは、修理をした業者または水道局にお問い合わせください。

問い合わせ先・・・水道局料金課(電話321-1283)



パイロット



トピックス

水道・下水道の工事は高崎市指定工事店で

家の新築や改造、修繕、建て替えなどに伴う水道や下水道工事は、高崎市の指定工事店にご依頼ください。

指定工事店とは、法令等により定められた技術者の資格や遵守事項などの基準を満たしている事業者について、市が「指定給水装置工事店」(水道)、「排水設備指定工事店」(下水道)として正式に認めているものです。

市内における水道や下水道工事は、指定工事店でなければ行うことはできません。指定店以外の業者が行った工事は違反工事となりますのでご注意ください。

指定工事店の情報は、高崎市上下水道事業ホームページに掲載されているほか、水道局給水課(電話321-1285)、下水道局維持管理課(電話321-1290)にお問い合わせください。

雨樋(雨水)は下水道管に接続しないで!

下水道汚水管は、家庭の台所やトイレなどからの汚水を下水処理場へ送るためのものです。

雨水と汚水を別々に流す分流式の区域では、絶対に雨水を汚水管に流さないでください。

私たちの財産である下水道を正しく使っていただきますようお願いいたします。

下水道の正しい接続方法



問い合わせ先 下水道局維持管理課(電話321-1290)

水のめぐみ

第24号 平成21年2月15日



耐震性貯水槽を新設

水道局では災害時における飲料水確保のため、音楽センターと市内9か所の小学校校庭に耐震性貯水槽を設置しています。表紙は、棟高町に建設中の桜山小学校に新たに設けられる耐震性貯水槽の写真です。

給水人口 341,002人 / 給水戸数 137,917戸 平成20年 編集・発行 高崎市上下水道事業 経営企画課
水洗化人口 235,486人 / 水洗化戸数 98,656戸 12月31日現在 (年4回発行) 高崎市高松町35番地1
電話 027-321-1282

ホームページ <http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/suidou/index.htm>